

### Ⅲ 年金管理課

年金管理課は、日本年金機構に対する各種認可に関する業務（滞納処分等、徴収・収納職員、厚生年金保険料等の納付の猶予、立入検査等）、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員に関する業務、国民年金事務費交付金に関する業務、学生納付特例事務法人に関する業務、保険料納付確認団体に関する業務を担当しています。

#### 1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可

##### (1) 概要

日本年金機構が滞納処分等を行うに当たっては、厚生年金保険法等により、事前に厚生労働大臣の認可（地方厚生局長に権限を委任）を受けなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構本部または各年金事務所から提出される滞納処分等の認可申請について、認可処理要領（平成 26 年 6 月 16 日付厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「日本年金機構が行う滞納処分等の認可処理要領の改正について」）に基づき内容を審査し認可業務を実施しています。

##### (2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 1 項、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 204 条の 3 第 1 項、第 205 条第 1 項
- ③ 国民年金法第 109 条の 6 第 1 項、第 109 条の 9 第 1 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 1 項、第 153 条の 7 第 1 項
- ⑤ 子ども・子育て支援法施行令第 30 条第 1 項
- ⑥ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 1 項、第 32 条の 6 第 1 項
- ⑦ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 1 項、第 20 条第 1 項

##### (3) 実績

平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月の認可申請状況（詳細は参考資料 3（1）参照）

区 分	申請回数 (事業所数等)	認可回数 (事業所数等)
厚生年金保険	179 (110,997)	179 (110,997)
国民年金	109 ( 1,906)	109 ( 1,906)
計	288 (112,903)	288 (112,903)

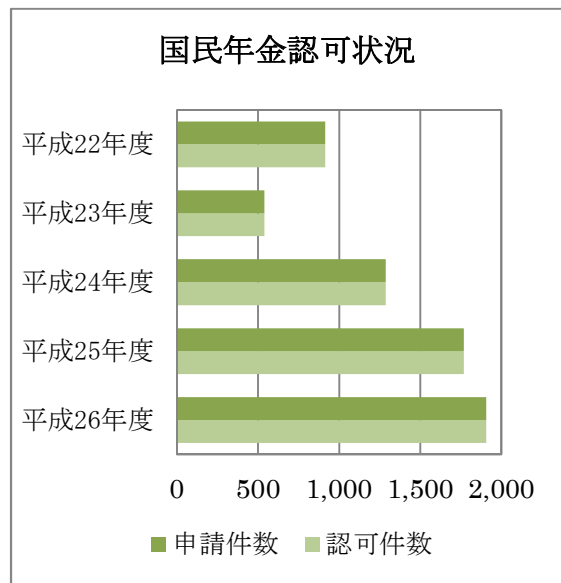
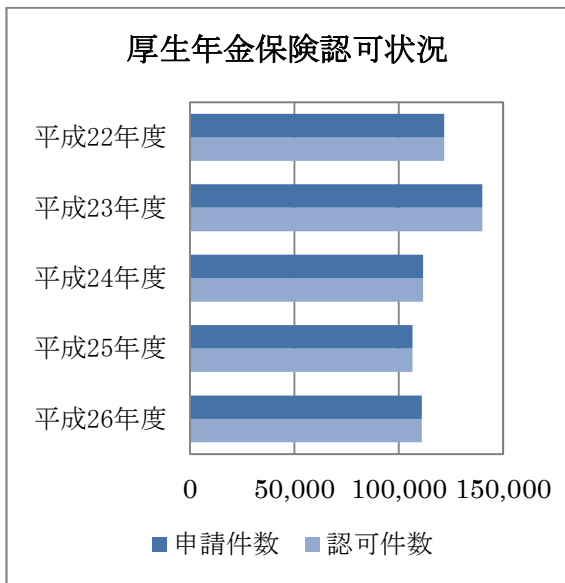
(注 1) 申請回数及び認可回数については、1 回につき複数の事業所及び被保険者が一括して申請・認可されている。

(注 2) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注 3) 事業所数等は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載している。

平成 22 年度から平成 26 年度までの認可状況

区 分	厚生年金保険		国 民 年 金	
	申請件数	認可件数	申請件数	認可件数
平成 22 年度	121,716	121,716	914	914
平成 23 年度	139,974	139,974	538	538
平成 24 年度	111,540	111,540	1,286	1,286
平成 25 年度	106,518	106,518	1,768	1,768
平成 26 年度	110,997	110,997	1,906	1,906



(注 1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注 2) 申請件数及び認可件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載している。

(4) 東日本大震災に伴う滞納処分等に係る認可申請状況

福島県の一部被災地域については、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、平成 25 年度においても引き続き保険料等の納期限が延長されていましたが、平成 26 年 2 月 17 日厚生労働省告示第 30 号により、対象保険料等の延長後の納期限が平成 26 年 3 月 31 日と定められました。これにより、平成 26 年度から東北厚生局管内全域で督促状発行が再開されました。

2 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分等を実施した場合は、地方厚生局に対し、その実施結果を報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では日本年金機構本部から滞納処分等の実施結果を実施月の翌月末までに報告を受け、滞納処分等を執行した事案は認可を受けたものか、認可前の滞納処分等を実施していないか等を確認しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6

- ② 国民年金保険法第 109 条の 6
- ③ 健康保険法第 204 条の 3
- ④ 船員保険法第 153 条の 3
- ⑤ 厚生年金保険法施行規則第 106 条
- ⑥ 国民年金法施行規則第 111 条
- ⑦ 健康保険法施行規則第 158 条の 15
- ⑧ 船員保険法施行規則第 203 条

(3) 実績

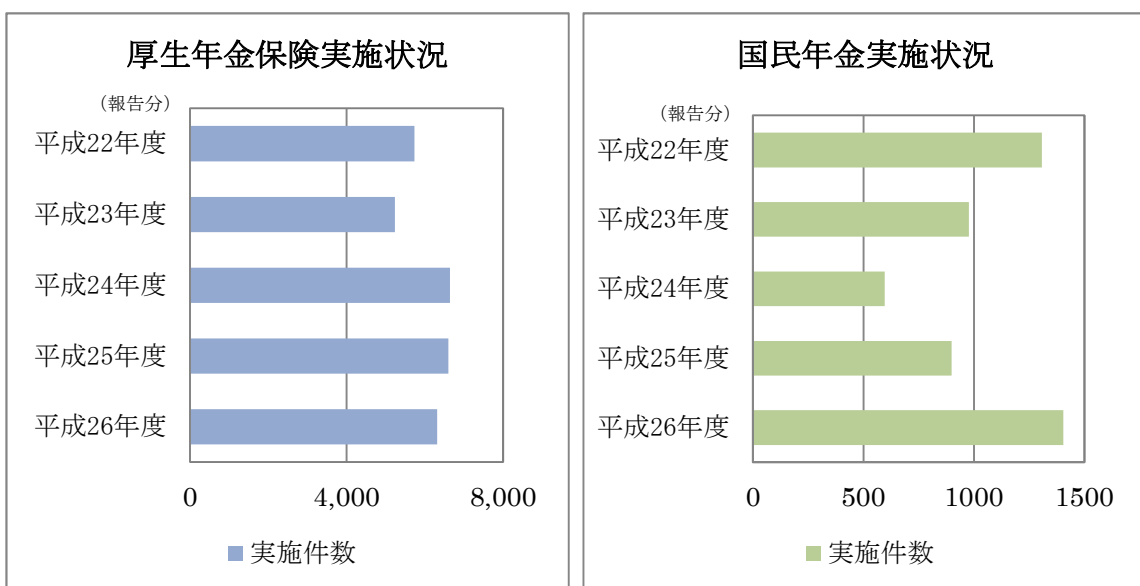
滞納処分等の実施結果（詳細は参考資料 3（2）参照）

平成 26 年 3 月～平成 27 年 2 月の実施件数（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月報告分）

区 分	実施件数
厚生年金保険	6,311
国 民 年 金	1,405
計	7,716

平成 22 年度報告分から平成 26 年度報告分までの実施状況

報告分	実施件数	
	厚生年金保険	国 民 年 金
平成 22 年度	5,733	1,308
平成 23 年度	5,235	978
平成 24 年度	6,642	597
平成 25 年度	6,594	899
平成 26 年度	6,311	1,405



(注 1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注 2) 実施件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載している。

### 3 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可

#### (1) 概要

日本年金機構が行う滞納処分等は、日本年金機構の「徴収職員」が行うこととされ、また、収納事務は、日本年金機構の「収納職員」が行うことと定められています。

これら「徴収職員」及び「収納職員」については、日本年金機構理事長が任命することになりますが、その任命に当たっては、厚生労働大臣の認可（地方厚生局長に権限を委任）を受けなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される「徴収職員」及び「収納職員」の認可申請について、認可処理要領（平成 24 年 3 月 23 日付厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「徴収職員・収納職員に係る認可処理要領の改正について」）に基づき内容を審査し認可業務を実施しています。

#### (2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 2 項、第 100 条の 11 第 2 項、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 国民年金法第 109 条の 6 第 2 項、第 109 条の 11 第 2 項、第 109 条の 9 第 1 項
- ③ 健康保険法第 204 条の 3 第 2 項、第 204 条の 6 第 2 項、第 205 条第 1 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 2 項、第 153 条の 6 第 2 項、第 153 条の 7 第 1 項
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 2 項、第 32 条の 8 第 2 項、第 32 条の 6 第 1 項
- ⑥ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 2 項、第 22 条第 2 項、第 20 条第 1 項
- ⑦ 子ども・子育て支援法施行令第 30 条第 1 項

#### (3) 実績

平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月の認可状況

区 分	申請回数	(申請人数)	認可回数	(認可人数)
徴収職員	6	(91)	6	(91)
収納職員	6	(85)	6	(85)

(注) 申請回数及び認可回数については、1 回につき複数の日本年金機構の職員が一括して申請・認可されている。

平成 22 年度から平成 26 年度までの認可状況

区 分	徴 収 職 員		収 納 職 員	
	申請人数	認可人数	申請人数	認可人数
平成 22 年度	71	71	38	38
平成 23 年度	138	138	138	138
平成 24 年度	93	93	87	87
平成 25 年度	90	90	81	81
平成 26 年度	91	91	85	85

## 4 厚生年金保険料等の納付の猶予

### (1) 概要

厚生年金保険法等において準用する国税通則法第 46 条に定める規定により、保険料の納付が困難な場合には、一定の要件に該当した上で事業主が申請することにより納付を猶予することができます。

国税通則法に定める猶予は次の 3 種類であり、それぞれ 1 年以内の範囲で納付の猶予を許可するものです。

1. 事業主が災害によりその財産につき相当な損失を受けた場合において認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 1 項）
2. 事業主が災害もしくは病気にかかり、または事業の廃止等の事実がある場合において納付すべき保険料を一時に納付できないときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 2 項）
3. 事業主が届出を遅延した場合において、その一定の保険料を一時に納付することができない理由があるときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 3 項）

納付の猶予申請および許可等の通知は日本年金機構を経由して行われます。東北厚生局では、厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領（平成 27 年 3 月 25 日付厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領等について」）に基づき内容を審査し許可業務を実施しています。

### (2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 89 条、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 183 条、第 205 条第 1 項
- ③ 船員保険法第 137 条、第 153 条の 7 第 1 項
- ④ 子ども・子育て支援法第 71 条第 1 項
- ⑤ 国税通則法第 46 条第 1 項・第 2 項・第 3 項

### (3) 実績

平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月の許可等状況

猶予の種類	申請件数	許可件数	不許可件数	合計
災害による納付の猶予	0	0	0	0
通常の納付の猶予	4	2	2	4
届出が遅延したことによる納付の猶予	0	0	0	0

(注) 厚生年金保険料等の納付の猶予は、平成 24 年 11 月に厚生労働省年金局より地方厚生（支）局へ移管された業務である。

なお、東北厚生局における平成 24 年 11 月～平成 26 年 3 月の申請件数は合計 9 件で、その内、許可 7 件、不許可 2 件となっている。

## 5 日本年金機構が行う立入検査等の実施及び受給権者等調査に係る認可

### (1) 概要

日本年金機構が事業所等に対して立入検査等を行うにあたっては、事前に厚生労働大臣の認可（地方厚生局長に権限を委任）を受けなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される厚生年金保険の未適用事業所及び適用事業所に対する立入検査等の実施の認可申請について、認可処理要領（平成 26 年 2 月 14 日付厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領の改正について」）に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

また、受給権者や被保険者に関する調査を日本年金機構の職員が行う場合も、立入検査等と同様に事前に厚生労働大臣（地方厚生局長に権限を委任）の認可を受けなければならないと定められています。

このため東北厚生局では日本年金機構東北ブロック本部から提出される、受給権者及び被保険者に関する調査の実施の認可申請について、認可処理要領（平成 22 年 5 月 20 日付厚生労働省年金局長通知「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」）に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

### (2) 根拠法令

#### [立入検査等]

- ① 厚生年金保険法第 100 条第 1 項、第 100 条の 8、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 198 条第 1 項、第 204 条の 5、第 205 条第 1 項
- ③ 船員保険法第 146 条第 1 項、第 153 条の 5、第 153 条の 7 第 1 項

#### [受給権者等]

- ① 厚生年金保険法第 96 条第 1 項、第 97 条第 1 項
- ② 国民年金法第 106 条第 1 項、第 107 条第 1 項、第 107 条第 2 項
- ③ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 28 条第 1 項、第 28 条第 2 項

### (3) 実績

平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月の認可申請状況（詳細は参考資料 3（3）参照）

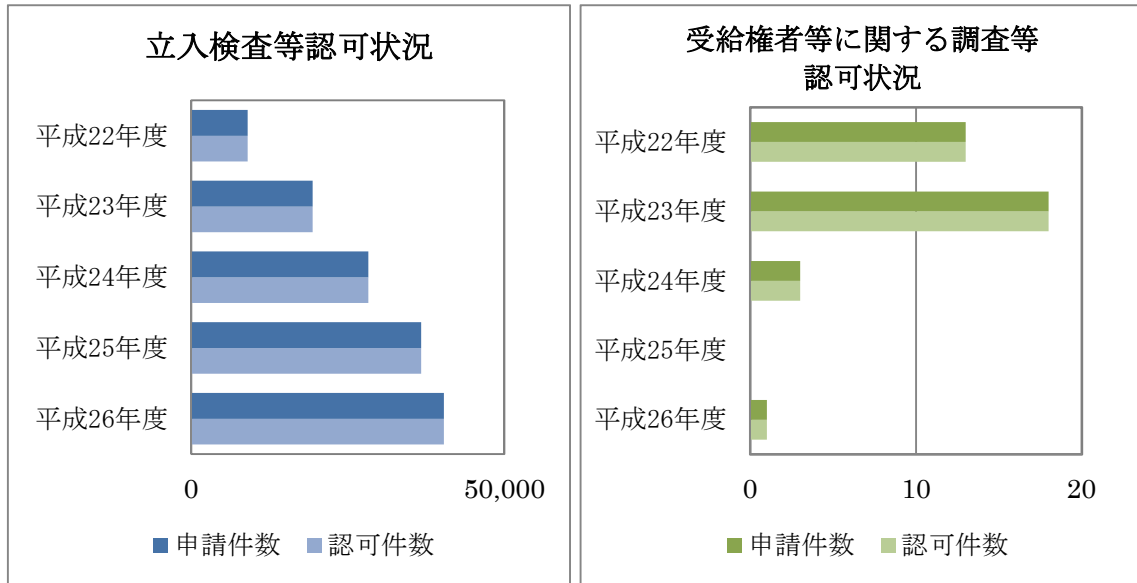
申請事由	申請回数 (事業所数等)	認可回数 (事業所数等)
立入検査等	33 (40, 298)	33 (40, 298)
受給権者等に関する調査等	1 ( 1)	1 ( 1)
計	34 (40, 299)	34 (40, 299)

(注 1) 申請回数及び認可回数については、1 回につき複数の事業所及び受給権者等が一括して申請・認可されている。

(注 2) 事業所数等は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を記載している。

平成 22 年度から平成 26 年度までの認可状況

区 分	立 入 検 査 等		受給権者等に関する調査等	
	申請件数	認可件数	申請件数	認可件数
平成 22 年度	8,958	8,958	13	13
平成 23 年度	19,368	19,368	18	18
平成 24 年度	28,248	28,248	3	3
平成 25 年度	36,680	36,680	0	0
平成 26 年度	40,298	40,298	1	1



(注) 申請件数及び認可件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を記載している。

## 6 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告

### (1) 概要

日本年金機構は認可を受けた立入検査等に係る調査結果について、地方厚生局に対し、報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される調査結果報告について、認可有効期限内に立入検査等を実施しているか、認可申請時とは異なる理由で調査を実施していないか等を確認しています。

### (2) 根拠規定

#### [立入検査等]

平成 26 年 2 月 14 日付年管発 0214 第 2 号「日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領の改正について」

#### [受給権者等]

平成 22 年 5 月 20 日付年発 0520 第 1 号「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」

### (3) 実績

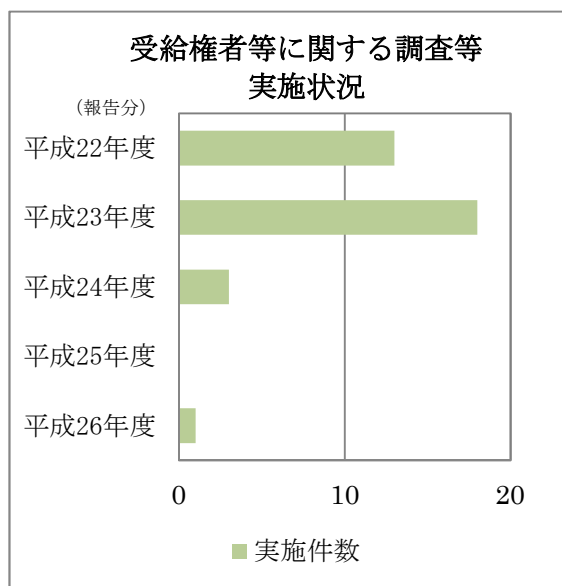
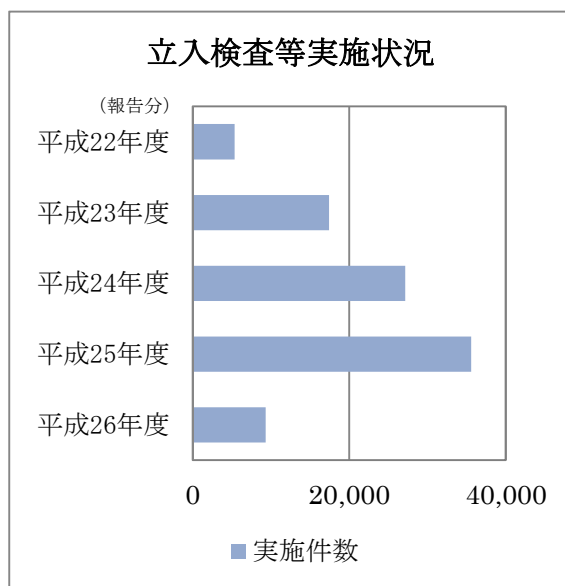
立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果  
（詳細は参考資料 3（4）参照）

平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月の報告件数

認可事由	報告件数
立 入 検 査 等	9,303
受給権者等に関する調査等	1
計	9,304

平成 22 年度から平成 26 年度までの実施状況

報告分	実施件数	
	立入検査等	受給権者等
平成 22 年度	5,356	13
平成 23 年度	17,423	18
平成 24 年度	27,146	3
平成 25 年度	35,576	0
平成 26 年度	9,303	1



(注 1) 報告件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を記載している。

(注 2) 平成 26 年 4 月認可分より立入検査等の認可有効期間が 6 ヶ月から 1 年へ延長されたことから、平成 26 年度においては、平成 26 年 11 月～平成 27 年 3 月の間は立入検査等の調査結果報告が提出されていない。

## 7 社会保険労務士に関する業務

### (1) 概要

厚生労働大臣が所掌する社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは地方厚生局長に委任されており、その業務は次のとおりです。（労働諸法令に関するもの



等は、都道府県労働局長に委任されています。)

- ① 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する業務報告の徴収及び立入検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会が社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力

## (2) 根拠法令

- ① 社会保険労務士法 第10条の2、第24条、第25条の3の2、第25条の4、第25条の47、第25条の49、第30条
- ② 社会保険労務士法施行規則 第22条の2、第34条

## (3) 実績

平成26年度における案件はありません。(県別会員数は参考資料3(5)参照)

# 8 年金委員に関する業務

## (1) 概要

年金委員は日本年金機構法に基づき、厚生年金保険の適用事業所の事業主の推薦(以下、「職域型」という。)または市町村長等の推薦(以下、「地域型」という。)によって、厚生労働大臣が委嘱します。

地方厚生局は、日本年金機構東北ブロック本部から提出される年金委員の委嘱等に関する手続、委員名簿の管理や日本年金機構ブロック本部への指示・伝達等の業務を実施しています。

## (2) 根拠法令等

- ① 日本年金機構法第30条
- ② 日本年金機構の業務運営に関する省令第4条、第13条

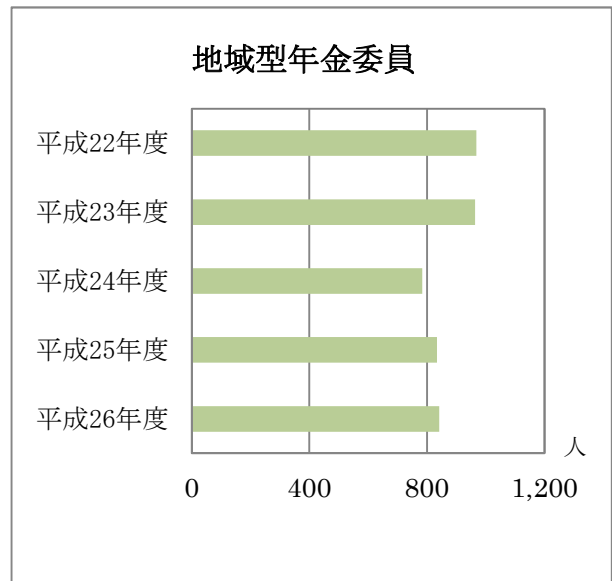
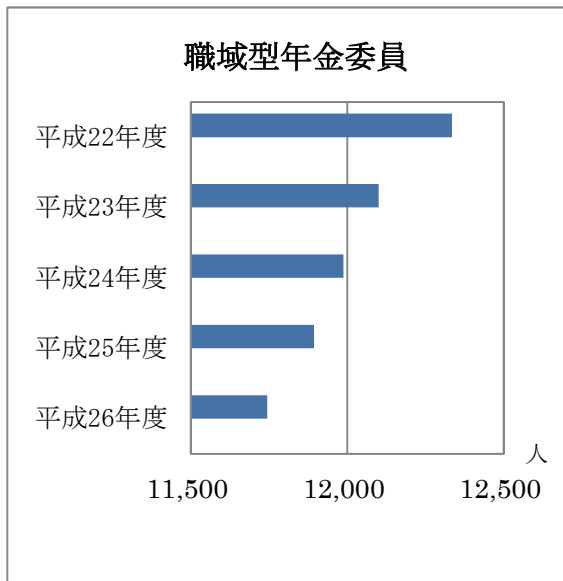
## (3) 実績

・東北管内の年金委員(平成27年3月31日現在)(県別委員数は参考資料3(6)参照)

区分	年金委員数
職域型	11,744
地域型	842
計	12,586

・東北管内の年金委員数年度別推移

区 分	職域型	地域型	計
平成 22 年度	12,334	968	13,302
平成 23 年度	12,100	964	13,064
平成 24 年度	11,987	784	12,771
平成 25 年度	11,893	834	12,727
平成 26 年度	11,744	842	12,586



## 9 年金委員功労者厚生労働大臣表彰

### (1) 概要

年金委員として、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いること、及び政府管掌年金事業の一層の推進を図るため、厚生労働大臣が表彰状を授与するものです。

### (2) 根拠法令等

#### ① 年金委員功労者厚生労働大臣表彰の実施について

(平成 25 年 6 月 28 日付け年発 0628 第 2 号厚生労働省年金局長通知)

### (3) 実績

東北管内の受賞者数（県別委員数は参考資料 3（7）参照）

(平成 26 年度)

東北管内（県）	人数
6	9

## 10 国民年金事務費交付金に関する業務

### (1) 概要

市町村が行う基礎年金、福祉年金及び特別障害給付金等に係る事務は、市町村が法律によって義務付けられている事務（以下、「法定受託事務」という。）と、義務はないものの公的年金制度の円滑な実施のために協力して実施する事務（以下、「協力・連携事務」という。）に分けられます。

国民年金事務費交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

### (2) 根拠法令等

- ① 国民年金法 第 86 条、第 109 条の 9
- ② 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令 第 1 条、第 2 条
- ③ 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令 第 1 条、第 2 条
- ④ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 第 20 条
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令
- ⑥ 国民年金等事務費交付金等交付要綱

### (3) 実績

平成 26 年度交付額（県別一覧は参考資料 3（8）参照）

#### ① 法定受託事務（基礎年金・福祉年金・特別障害給付金）（平成 27 年 3 月 31 日現在）

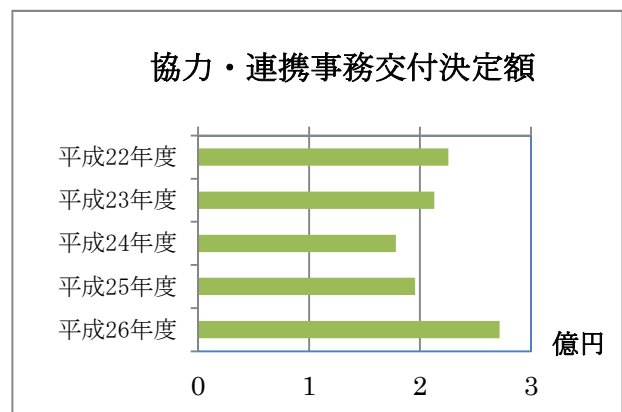
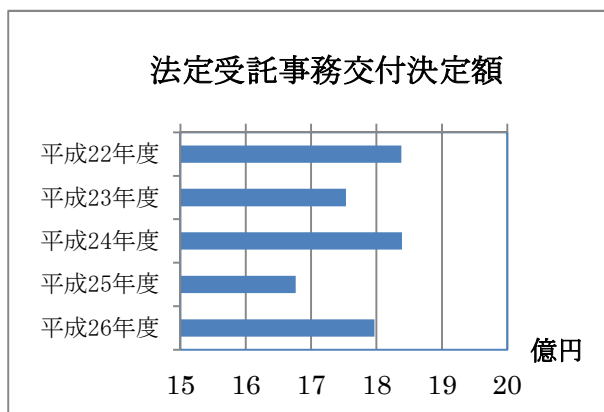
市町村数	交付決定額	内 訳	
		概算交付額	精算交付額
227	17 億 9663 万円	10 億 8520 万円	7 億 1143 万円

（注）金額は一万円未満を切り捨てた数値である。

#### ② 協力・連携事務（平成 27 年 3 月 31 日現在）

市町村数	交付決定額	内 訳	
		概算交付額	精算交付額
227	2 億 7174 万円	1 億 3482 万円	1 億 3692 万円

（注）金額は一万円未満を切り捨てた数値である。



## 11 学生納付特例事務法人に関する業務

### (1) 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等が学生・生徒である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行するもので、厚生労働大臣の指定等が必要です。

地方厚生局は、学生納付特例事務法人の指定の決定、教育施設の確認、取消等の業務を実施しています。

### (2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の2、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の4

### (3) 実績

平成26年度は、4事務法人の指定を行っています。

### (4) 東北管内の学生納付特例事務取扱教育施設数及び学生納付特例事務法人数 (詳細は参考資料3(9)参照)

(平成27年3月31日現在)

指定・確認学校数	教育施設	事務法人	合計
施設・法人数	10	25	
学 校 数	10	35	45

## 12 保険料納付確認団体に関する業務

### (1) 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、会員である国民年金第1号被保険者が、自分の保険料納付状況を定期的に確認する仕組みです。

地方厚生局は、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取り消し等の業務を実施しています。

### (2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の3、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の6

### (3) 実績

平成26年度は、新たに指定等を行った団体はありません。

### (4) 東北管内の保険料納付確認団体数(平成27年3月31日現在) 3団体 (詳細は参考資料3(9)参照)